

『年金証書』が届きましたら手続きをお忘れなく!!

会社などを退職した65歳未満の方とその家族(被扶養者)は、国民健康保険の『退職者医療制度』によって診療を受けることになります。この制度では医療費の一部が、退職するまで加入していた被用者保険(社会保険・共済組合等)からの交付金により賄われるため、手続きをしないしていると国民健康保険が負担すべき医療費が増大してしまい、国民健康保険税の増額につながります。

厚生年金や共済年金などの『年金証書』が届きましたら、住民課国保年金係で手続きをお願いします。

■退職者医療制度の対象者(次の要件をすべて満たす方)

- 【退職者本人】
- ①国民健康保険に加入している65歳未満の方
 - ②厚生年金や共済年金などの受給資格がある方で、加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上の方
- 【退職者の家族(被扶養者)】
- ①退職者本人と同じ世帯の方で、国民健康保険に加入している65歳未満の方
 - ②主として退職者本人の収入によって生計を維持している配偶者および3親等内の親族
 - ③年間の収入が130万円未満の方
(60歳以上および身体障害者の場合は180万円未満の方)

■手続きの際に必要なもの

- ①年金証書 ②印鑑 ③多古町国民健康保険被保険者証(保険証)

お問い合わせ・手続き ●住民課国保年金係 ☎76-5405

住民票や各種証明書の休日交付を行っています!!

原則として毎月の最終日曜日を『休日開庁日』とし、住民課と税務課の窓口で住民票や各種証明書の交付を行っています。(税務課では町税等の納付もできます。)

『休日開庁日』に取り扱う業務は次のとおりです。ご不明な点については、各担当課へお問い合わせください。

■開庁日時 毎月の最終日曜日 午前9時～午後5時

※年末など月によっては、最終日曜日以外の日になる場合もあります。毎月、広報たご「くらしの情報」コーナーで『休日開庁日』をお知らせしていますので、ご確認ください。(今月号は16ページ右上)

住民課 ☎76-5401	税務課 ☎76-5402
<p>●証明書類交付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民票 ●印鑑証明 ●戸籍証明 ●外国人登録原票記載事項証明 ●住所証明 	<p>●証明書類交付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ●納税証明 (住民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税) ●所得証明 ●住民税課税・非課税証明 ●固定資産税評価額証明 ●固定資産税公課証明 ●資産証明 ●固定資産課税台帳記載証明 <p>●町税等の収納業務(町税・国民健康保険税・介護保険料)</p>

国民健康保険の

4月1日から

被保険者証(保険証)が更新されます

現在お持ちの多古町国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、3月31日までとなっています。新しい保険証は、3月下旬ころ簡易書留で各世帯へ郵送しますので、4月1日以降は郵送された新しい保険証をお使いください。

なお、70歳から74歳の方(1割負担の方のみ)の「高齢受給者証」についても、一緒に郵送しますので、ご確認ください。



※70歳から74歳の方で、現役並み所得以外の方(負担割合が1割の方)については、平成25年3月31日まで負担割合が1割に凍結(延長)されます。

新しい保険証には臓器提供の意思表示欄が設けられました

平成22年7月に臓器の移植に関する法律の一部が改正され、移植医療に関する啓発や知識の普及を図るため、臓器提供の意思を保険証に記載できるよう、保険証の様式が変更されました。

■実際の記入にあたっての注意事項は?

- ①臓器提供意思表示欄の記入は任意であり、記入を義務付けるものではありません。また、意思表示欄の記入の有無により、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。
- ②意思表示欄の記入には、ボールペン等の消えないペンを使用してください。
- ③意思表示欄を第三者に見られたくない方は、個人情報保護シールをご利用ください。
- ④意思表示欄を記入した後であっても、いつでも臓器提供への意思を変更することができます。

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

*以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄〕

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): 家族署名(自筆):

新しい保険証の裏面(拡大)

臓器移植の詳細は、社団法人日本臓器移植ネットワークのホームページをご覧ください。 <http://www.jotnw.or.jp/>

※転出や社会保険に加入等の異動があった方は、速やかに役場住民課窓口で手続きをしてください。

お問い合わせ ●住民課国保年金係 ☎76-5405